

○草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第214号

改正 平成23年6月1日告示第133号

平成25年4月1日告示第86号

平成27年2月6日告示第22号

平成27年12月28日告示第322号

平成29年4月1日告示第111号

令和3年7月7日告示第231号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者または同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付または貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目および給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具の種目、障害の程度、用具の特性（性能）、耐用年数および給付等を行う用具の購入または賃貸借に要する費用の基準となる額（以下「基準額」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 用具の給付等を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する在宅の障害者等で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表障害程度の欄に掲げるものとする。ただし、草津市が援護の実施者となっている場合は、市長が必要と認めた場合に限り、対象者とすることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4

5条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第1条に掲げる疾病である者（以下「難病患者等」という。）

3 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定により、この告示に基づく用具と同等の用具の給付等を受けることができる場合または施行令第43条の2第1項に規定する者の所得が同条第2項に規定する基準以上である場合は、対象としない。

（給付等の申請）

第3条 用具の給付等を受けようとする障害者等（これを現に扶養している者を含む。）は、日常生活用具給付申請書（別記様式第1号）を福祉事務所長に提出するものとする。

2 人工内耳用電池の給付に係る申請にあたっては、人工内耳を装用していることを証明する書類を添付するものとする。

（給付等の決定）

第4条 福祉事務所長は、前条の申請書を受け付けたときは、障害者等の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況等を実地に調査し、用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。なお、決定を行う場合は、必要に応じて滋賀県障害者更生相談所長の意見を聴くものとする。

（決定通知）

第5条 福祉事務所長は、用具の給付等を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別記様式第2号）（点字図書の給付の場合を除く。）を、その申請を却下することとした場合には、日常生活用具却下通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（用具の給付等）

第6条 福祉事務所長は、用具の給付等を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 福祉事務所長は、業者の選定に当たって、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決

定するものとする。

- 3 福祉事務所長は、点字図書の給付に当たっては、草津市障害児・者点字図書給付事業実施要綱（平成12年草津市告示第127号）に定めるところによるものとする。
- 4 現に用具の給付を受けている者は、原則として同一の用具の給付にかかる申請はできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りではない。
 - (1) 給付日から別表耐用年数欄に規定する年数（以下「耐用年数」という。）を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合
 - (2) 耐用年数を経過した後に、修理不能の場合または再交付の方が部品の交換よりも真に合理的、効果的であると認められる場合
 - (3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合
- 5 用具の貸与期間は、貸与を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与を受けた者が施設等に入所、その他の事情により用具を必要としなくなる場合は、この限りでない。

（費用の負担および支払い）

第7条 用具の給付等を受けた者（これを現に扶養している者を含む。以下同じ。）は、負担能力に応じて用具の購入または賃貸借に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。この場合において、負担すべき費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第2項に係る費用とする。

- 2 用具の給付等を受けた障害者等は、用具を納付する業者に日常生活用具給付券（別記様式第4号）に添えて、前項により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。
- 3 福祉事務所長は、用具を納付した業者からの請求により、給付等に必要な用具の購入または賃貸借に要した額から前項により用具の給付等を受けた者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 4 前項による費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付等を受けた障害者等は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合、福祉事務所長は、当該給付等に要した費用の全部または一部を返還させることができる。

3 用具の給付等は、用具の給付等を受けた障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する月の末日までとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 障害者等でなくなったとき。

(給付台帳の整備)

第9条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため日常生活用具給付貸与台帳を整備しておくものとする。

(排泄管理支援用具および人工内耳用電池の特例)

第10条 福祉事務所長は、障害者等の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具および人工内耳用電池の給付については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付する。

(2) 別表基準額の欄の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載して交付する。

(3) 給付券は、申請1回につき2枚まで一括交付する。

(4) 第7条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された金額について行う。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(草津市身体障害者等の補装具および日常生活用具の交付に係る負担金を免除する要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 草津市身体障害者等の補装具および日常生活用具の交付に係る負担金を免除す

る等の要綱（昭和56年草津市告示第84号）

(2) 草津市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年草津市告示第128号）

(3) 草津市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年草津市告示第125号）

（経過措置）

3 この要綱の施行前に改正前の前項各号の要綱の規定によりなされた申請については、なお従前の例による。

付 則（平成23年6月1日告示第133号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成25年4月1日告示第86号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年2月6日告示第22号）

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。

付 則（平成27年12月28日告示第322号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日告示第111号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年7月7日告示第231号）

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

日常生活用具項目表

種目	障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 18歳以上の者で、 下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	腕・脚等の訓練のできる 器材を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有	8年	154,000

支 援 用 具	(2) 18歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	するもの		
特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 18歳以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (3) 3歳以上の者で、療育手帳Aのもの (4) 3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	3歳以上の入浴に介助を	障害者等を担架に乗せ	5年	82,400

	必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害 2 級以上のもの	たままリフト装置により入浴させるもの		
体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の下着交換等に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害 2 級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害 2 級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるのに容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練いす	3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害 2 級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200

		<p>障害2級以上のもの</p> <p>(2) 原則として学齢児以上18歳未満の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者</p>			
自立生活支援用具	入浴補助用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害6級以上のもの</p> <p>(2) 3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を必要とする者</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	90,000
	便器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 原則として学齢児以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの</p> <p>(2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介助を必要とする者</p>	<p>障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	<p>便器 4,450</p> <p>手すり 5,400</p>
	T字・棒状のつえ	<p>平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者</p>	<p>歩行を補助するもの</p>	3年	3,580
	移動・移乗支援用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 3歳以上の家庭内の</p>	<p>次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等</p> <p>(1) 障害者等の身体機</p>	8年	60,000

	<p>移動等に介助を必要とする者で、平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの</p> <p>(2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者</p>	<p>能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
頭部保護帽	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者</p> <p>(2) てんかん発作等により頻繁に転倒する者で、療育手帳Aのもの</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	3年	37,852
特殊便器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの</p> <p>(2) 原則として学齢児以上の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な療育手帳Aのもの</p>	<p>足踏ペダルなどで温水温風を出し得るものであって、障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	151,200

	(3) 原則として学齡児以上の難病患者等で、上肢に障害のある者			
火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳2級以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳2級以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者 (4) 難病患者等	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
緊急通報装置	緊急事態の際に迅速な行動が困難な重度障害者のみの世帯またはこれに準	障害者等が容易に使用し得るもの	1年レ ンタル	年当たり 7,200

		ずる世帯に属する者 ¹ で、 身体障害者手帳 2 級以上 の者			
	電磁調理器	障害者のみの世帯または これに準ずる世帯に属す る者 ¹ で、次の各号のいず れかに該当するもの (1) 18 歳以上の者で、 視覚障害 2 級以上のも の (2) 18 歳以上の者で、 療育手帳Aのもの (3) 18 歳以上の者で、 精神障害者保健福祉手 帳 2 級以上のもの	障害者等が容易に使用 し得るもの	6 年	4 1, 0 0 0
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	原則として学齢児以上の 者で、視覚障害 2 級以上の もの	障害者等が容易に使用 し得るもの	1 0 年	7, 0 0 0
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯ま たはこれに準ずる世帯に 属する者 ¹ で、聴覚障害 2 級のもの（日常生活上必要 と認められる世帯である 場合に限る。）	音、声音等を視覚、触覚 等により知覚できるも の	1 0 年	8 7, 4 0 0
在 宅 療 養 等	透析液加温器	3 歳以上の者で、自己連続 携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う腎 臓機能障害 3 級以上のも の	透析液を加温し、一定温 度に保つもの	5 年	5 1, 5 0 0

支 援 用 具	ネブライザー (吸入器)	次の各号のいずれかに該 当する者 (1) 原則として学齡児以 上の者で、呼吸器機能障 害3級以上のもの (2) 原則として学齡児以 上の難病患者等で、呼吸 器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と 認める者 ²	障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸 引器	次の各号のいずれかに該 当する者 (1) 原則として学齡児以 上の者で、呼吸器機能障 害3級以上のもの (2) 原則として学齡児以 上の難病患者等で、呼吸 器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と 認める者 ²	障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険による在宅酸素 療法を行う者で、次の各号 のいずれかに該当するも の (1) 呼吸器機能障害3級 以上の者 (2) 人工呼吸器の装着が 必要な者で、市長が必要 と認めるもの	障害者等が容易に使用 し得るもの	10年	17,000

	視覚障害者用 音声式体温計	視覚障害者のみの世帯ま たはこれに準ずる世帯に 属する者 ¹ で、視覚障害2 級以上のもの	障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	9,000
	視覚障害者用 体重計	体重管理を必要とする視 覚障害者のみの世帯また はこれに準ずる世帯に属 する者 ¹ で、視覚障害2級 以上のもの	障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	18,000
	視覚障害者用 音声血圧計	血圧管理を必要とする視 覚障害2級以上の者（1世 帯1台に限る。）	障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	15,000
	動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキ シメーター）	次の各号のいずれかに該 当する者 (1) 呼吸器機能障害3級 以上の者 (2) 難病患者等で、人工 呼吸器の装着が必要な 者 (3) 人工呼吸器の装着が 必要な者等で、市長が必 要と認めるもの ²	障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	157,500
	排痰補助機器 （カフマシー ン）	神経筋疾患等のため、常時 または随時排痰を行う必 要がある身体障害者手帳 2級以上の者 ²	肺等に貯留した分泌物 を効果的に排出でき障 害者等が容易に使用し 得るもの。ただし、医療 保険等の適用がある場 合を除く。	1年レ ンタル	月当たり 25,000
情	携帯用会話補	原則として学齢児以上の	携帯式で、言葉を音声ま	5年	98,800

報 ・ 意 思 疎	助装置	者で、音声機能もしくは言語機能障害4級以上または上肢、下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの	たは文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの		
通 支 援 用 具	情報・通信支援用具	原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上または視覚障害2級以上のもの	障害者等向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト	6年	100,000
具	視覚障害者用テレビが聞けるラジオ	視覚障害2級以上の者	地上デジタル放送、ラジオ放送および緊急地震速報を受信し、音声で読み上げる等の機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	29,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
	点字器 (標準型)	視覚障害6級以上の者	1行が32マス、18行で両面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	7年	10,712
	点字器 (携帯用)	視覚障害6級以上の者	4行または12行で片面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される	5年	7,416

		点字を打つための用具		
点字タイプライター	本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる視覚障害２級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	６３，１００
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生）	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	８５，０００
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用）	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	４８，０００
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	９９，８００
視覚障害者用	原則として学齢児以上の	画像入力装置を読みた	８年	１９８，００

拡大読書器	者で、本装置により文字等を読むことが可能になる 視覚障害 6 級以上のもの	いもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの			0
視覚障害者用時計（触読式）	視覚障害 2 級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	10,300	
視覚障害者用時計（音声式）	視覚障害 2 級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	13,300	
人工内耳用外部装置	現に人工内耳を装着している聴覚障害 6 級以上の者	スピーチプロセッサなどの外部装置で障害者等が容易に使用し得るもの（買替え時に限り電池も含む。）	5年	300,000	
人工内耳用電池	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装着しているもの	聴覚障害者または介助者が容易に使用できるもの。 ただし、電池と充電池の併給はできない。	電池 1月 充電池 1年 充電器 3年	電池 2,800 充電池 17,600 充電器 28,600	
聴覚障害者用通信装置	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、聴覚障害 6 級以上のもの (2) 発声・言語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として市長	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	71,000	

		が必要と認めるもの		
聴覚障害者用 情報受信装置	本装置によりテレビの視 聴が可能になる聴覚障害 6級以上の者	字幕および手話通訳付 きの聴覚障害者用番組 ならびにテレビ番組に 字幕および手話通訳の 映像を合成したものを 画面に出力する機能を 有し、かつ、災害時の聴 覚障害者向け緊急信号 を受信するもので、障害 者等が容易に使用し得 るもの	6年	88,900
人工喉頭 (笛式)	音声機能障害3級の者	呼気によりゴム等の膜 を振動させ、ビニール等 の管を通じて音源を口 腔内に導き、構音化する もの	4年	8,343
人工喉頭 (電動式)	音声機能障害3級の者	顎下部等にあてた電動 板を振動させ、経皮的に 音源を口腔内に導き構 音化するもの	5年	72,203
点字図書	点字による情報の入手が 必要な視覚障害6級以上 の者	点字により作成された 図書。年間6タイトルま たは24巻を限度とす る。	—	—
排 泄 管	ストーマ器具 (蓄便袋) 直腸機能または小腸機能 障害4級以上の者	主材は、ラテックスまた はプラスチックフィル ムとし、低刺激性の粘着	—	月当たり 8,858

理 支 援 用 具		剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋（皮膚保護材等を含む。）		
ストーマ装具 (蓄尿袋)	ぼうこう機能障害4級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの（皮膚保護材等を含む。）	—	月当たり 11,639
紙おむつ等	次の各号のいずれかに該当する者 (1) ストーマ装具の使用が困難な者 (2) 脳原性運動機能障害等により排尿排便意思表示が困難な者 (3) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 (4) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	紙おむつ等	—	月当たり 12,000

	取尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) ぼうこう機能障害4級以上の者 (2) 脊椎損傷等による排尿機能障害（特に失禁のある場合）のある者	ラテックス製またはゴム製のものであり、採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	—	男性用 7, 931 女性用 8, 755
住 宅 改 修 費	居室生活動作補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 下肢、体幹または移動機能障害3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えは、原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの (2) 難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に 小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り	200,000
備考 1 これに準ずる世帯とは、障害者同士の世帯、高齢者と障害者のみの世帯および障害者と健常者の2人世帯で日中は障害者独居となる世帯とする。 2 市長が必要と認めるものについては、日常生活用具医学意見書（別記様式第5号）の提出を要する。					